

転居された皆様へ

◆次の項目に該当する人は、担当窓口で手続きをしてください。

加茂市役所 ☎(代表) 0256-52-0080

(平成 28 年度版)

確認	項目	担当窓口	手続きの内容等
	住民基本台帳カードを持っている人	1階 市民課 ①番窓口	写真付カードをお持ちの方⇒カードの裏面に新しい住所を記載しますので「住基カード」をお持ちください。(平成 21 年 4 月 20 日以降作成のカードは、IC チップ内の情報も書き換えます) 写真なしカードをお持ちの方⇒カード処理は不要です。 電子証明書をお持ちの方⇒住所や姓が変わると電子証明書は失効しますので、必要な方は個人番号カードを申請してください。
	マイナンバー 通知カード(紙製・緑色)を持っている人		裏面に新住所を記載しますので、窓口にお持ちください。
	マイナンバー 個人番号カード(プラスチック・写真入)を持っている人		裏面に新住所を記載し、IC チップ内の情報も書き換えます。また、電子証明書をお持ちの方は住所や姓が変わると電子証明書は失効しますので、新たに申請してください。申請の際、個人番号カードが必要です。窓口にお持ちください。
	国民年金・厚生年金をもらっている人		年金受給者の住所変更届をしてください。
	国民健康保険証を持っている人 <hr/> 70歳～74歳の人		新住所の保険証に差し替えます。なお、国保世帯に転居し世帯主が変更になる場合は、他の国保世帯員の保険証も差し替えますのでお持ちください。 また、国民健康保険に加入している方が他の世帯に編入すると、保険税の金額が変更になる場合があります。詳しくは税務課(②番窓口)にお問い合わせください。 <hr/> 「国民健康保険証(兼高齢受給者証)」をお持ちください。差し替えます。
	住宅を新・増築された人	1階税務課 ②番窓口	家屋の固定資産税を算出するため、家屋調査を行います。家屋調査がまだお済みでない場合は、調査の申し込みをしてください。
	ごみの収集日程表	1階環境課	地区によりごみの収集日が異なります。該当する地区の収集日程表をお受け取りください。
	犬を飼っている人	⑤番窓口	犬の登録事項変更届をしてください。
	医療費助成を受けている人 (子ども、ひとり親家庭等、 重度心身障害者、妊産婦等)	1階 健康課 ⑥番窓口	「受給者証」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。
	精神障害者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証(精神 通院)を持っている人		「精神障害者保健福祉手帳」、「自立支援医療受給者証」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。

確認	項目	担当窓口	手続きの内容等
	児童手当をもらっている人	1階 福祉事務所 ⑦番窓口	受給者の住所変更手続きをしてください。
	児童扶養手当、特別児童扶養手当をもらっている人		「児童扶養手当証書」、「特別児童扶養手当証書」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。
	要介護認定を受けている人		「介護保険証」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。
	障害者手帳を持っている人		「身体障害者手帳」、「療育手帳」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。
	自立支援医療受給者証(更生医療)を持っている人		「自立支援医療受給者証」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。
	水道・下水道	2階 水道局 下水道課	転居して水道等を使用しなくなったときは、水道の中止および下水道の休止の手続きをしてください。印鑑と水道中止手数料 500 円が必要です。また、新住所地が中止中の場合は、再開の手続きをしてください。
	小・中学校の児童・生徒	4階 教育委員会 学校教育課	転居により学区が変更になる場合は、学校教育課で転校の手続きをしてください。
	小学校新入学予定の人		小学校新入学予定の人は、学校教育課に転居をお伝えください。